

### 遺伝子組換え食品。ラベル表示。州民発案による法令。

- 特定の方法で遺伝子が改変された材料を有する動植物から作られた場合、消費者に販売される生食品または加工食品にラベル表示を義務付ける。
- そのような食品またはその他の加工食品を「自然・天然・ナチュラル」としてラベル表示または宣伝することを禁じる。
- 適用除外食品：認定有機食品；意図せずに遺伝子組換え材料で生産された食品；遺伝子組換え材料で育成または投与された動物から作られた食品で、動物自体は遺伝子組換えされていないもの；少量の遺伝子組換え原料のみで加工された食品またはそのような材料を含有するもの；病状治療のために投与されるもの；レストランなどでその場で消費されるために販売されるもの；またはアルコール飲料。

### 州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 遺伝子組換え食品のラベル表示を規制するために、州年間費用が二、三十万ドルから100万ドル超の範囲で増える。
- 著しい費用となる可能性は低いが、本投票項目の要件違反から生じる訴訟のため、州政府および地方自治体に費用がかかる可能性がある。これらの費用の一部は各訴訟事件の関係当事者らが現行法で支払義務のある裁判所申請費用によってまかなわれる。

### 立法分析者による分析

#### 背景

**遺伝子組み換え(GE)食品。**遺伝子組み換えとは、生物の特性を有用に変化させることを目的とした生物の遺伝物質を改変する操作である。この操作は、新しい動植物種の開発に用いられることが多く、これらを起源とする食品はGE食品と称される。例えば植物の病害虫耐性の向上、もしくは農薬耐性のある植物を可能にするために用いられることが多い。一般的なGE作物には、トウモロコシや大豆が挙げられる。2011年、米国で生産されたトウモロコシの88%および大豆の94%はGE種を起源としている。その他一般的なGE作物には、アルファルファ、カノーラ、綿、パパイヤ、てん菜、ズッキーニがある。さらに、GE作物は食品の原料(ブドウ糖果糖液糖)や加工食品(農作物ではない食品)によく使用されている。California州の小売店で販売されている食品の40%から70%には、何らかのGE原料が含まれていると推定されている。

**連邦規制。**連邦法では、GE食品の規制要件を特に定めていない。しかし現在、米国農業省は他の植物に害を与える恐れがあることが分かっているGE作物の使用について、いくつかの規定を設けている。さらに、米食品医薬品局は(それらが遺伝子組み換えによるかどうかに関わらず)

多くの食品および食品添加物が安全であり、適切にラベル表示されているかどうかの責任を負う。

**州規制。**現行の州法では、California州は特にGE食品を規制する要件を定めていない。しかし、公衆衛生局(DPH)は、多くの食品の安全性および適切なラベル表示を規制する責務を担う。

#### 提案

本法案は、明確なGE食品規制を設定すべく州法を改正するものである。特に、(1)市販されている大半のGE食品に適切なラベル表示を義務付ける、(2)DPHに当該食品のラベル表示を規制するよう義務付ける、(3)本法案のラベル表示に関する条項に違反している食品製造業者に対する個人レベルの訴訟を許可する。

**食品のラベル表示。**本法案は、州で小売されているGE食品に、それが遺伝子組み換えによるものであることを明確に表示する義務を課す。特に本法案が規定する生鮮食品(果物や野菜)全体もしくは一部に遺伝子組み換え技術が使用されている場合は、包装もしくはラベル前面に「遺伝子組み換え」の文言を明記することを義務付ける。個別の包装やラベル表示がない食品の場合は、小売店の棚ラベルまたはその食品の小売用販売容器の上に表示する。また本法案は加工食

## 立法分析者による分析

品に対し、食品包装の正面または裏面に明瞭かつ目立つように「遺伝子組み換えによる材料が含まれる」または、「遺伝子組み換えによる材料が含まれている可能性がある」旨を表示することも規定する。

小売業者(食料品店など)は、主に本法案に従い食品に正しくラベル表示がされているかを確認する義務を負う。商品には規定に沿ったGE食品であるというラベル表示を施す。GEとしてラベル表示されていない商品について、小売業者はラベル表示が免除されている理由を立証できなければならない。小売業者がラベル表示の免除を立証するには、(1)商品は故意あるいは意図的に遺伝子組み換えを行ったものでないという商品プロバイダ(卸業者等)による宣誓書を取得する、(2)GE原料を含む商品ではないという独立機関の認証を取得するという主に2通りの方法がある。食品サプライチェーンに属するその他の事業者(農家や食品製造業者等)もまた、こうした記録を保持する責任を担う。本法令ではいくつかの食品を上述のラベル表示要件の例外としている。それらは、アルコール飲料、有機食品、その場で直ちに摂取される飲食店やその他の食品施設で提供、販売される食品である。GE飼料を与えられたか否かは関係なく、それ自体が遺伝子組み換えによらない動物性食品(牛肉や鶏肉等)もまたラベル表示が免除される。

さらに、本法案はGE食品のラベル表示や広告に、「自然」、「自然栽培」、「自然農法」、「天然食品」といった用語を使用することを禁じている。本法案が作成された過程を考慮するなら、遺伝子組み換えによるか否かに関わらず、裁判所によってこれらの制限が適用されると解釈される加工食品が存在する可能性がある。

**州規制。**本法令が定めるGE食品のラベル表示要件は、食品の安全性および適切なラベル表示を規制する責務の一環としてDPHが規制する。

続き

本法案は、DPHに法案を実施するにあたり必要な規制および手順の設定を許可する。例えば、DPHはGE材料を含む食品であるか否かを判断する、サンプリング手順に関する規定を考案する必要がある。

**法案執行にかかる訴訟。**本法案の執行違反は、州、地方自治体もしくは民間機関により起訴される可能性がある。裁判所は、調査および訴訟に伴って発生するすべての妥当と思われる費用を提供する。さらに、本法案は消費者に州のConsumer Legal Remedies Act(消費者救済法)に基づき本法案要件に違反している者に対する訴訟を許可する。その際、消費者は違反の結果として発生した損害を提示する必要はない。

## 財政的影響

**州負担の管理費用の増加。**本法案は、ラベル表示免除等に関する文書の確認および商品が適切なラベル表示で販売されていることを確認する定期的な検査の実施など、GE食品のラベル表示の規制にかかるDPHの費用といった負担を州に追加する。DPHが規制を実施する方法およびその範囲によって(食料品店の検査をどの位の頻度で行うかなど)この州負担額は、年間数十万ドルから100万ドル単位で増減する。

**訴訟関連費用の増加見込み。**上述の通り、本法案はラベル表示要件の違反に対し、消費者が訴訟を起こすことを許可している。これにより州裁判所の訴訟数が増加し、州および郡には訴訟に関する手続きや審理にかかる追加的費用負担が生じる。この追加費用は、訴訟数および州や地方自治体による起訴数、それらに対する裁判所の判断により異なる。これらの費用の一部は、各訴訟事件の関係当事者らによる、現行法で支払が義務付けられている裁判所申請費用によってまかなわれる。全体的な裁判にかかる支出は、長期的に見て甚大なものになるとは思われない。